

取広下審発第 5 号
令和5年3月30日

取手地方広域下水道組合
管理者 藤 井 信 吾 様

取手地方広域下水道組合
事業運営審議会
会長 星 正 博

下水道使用料の改定について（答申）

令和4年8月9日付け取広下発第646号にて諮問のあった「下水道使用料の改定について」を、当審議会では慎重な審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

(下水道使用料の改定について)

取手地方広域下水道組合事業運営審議会

令和5年3月30日

1 はじめに

下水道は、市民が健康で快適な生活を営む上で、欠かすことができない都市施設であり、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的としている。また、下水道施設は、その機能が停止すると市民の生活に重大な支障をきたすため、適正かつ効率的な維持管理、経営安定化に向けた取り組みが必要とされている。

下水道組合は、供用開始より37年が経過しており、下水道施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来が見込まれるほか、少子高齢化・核家族化の進展に伴う使用水量の減少といった経営環境下で効率的な事業運営が一層求められている。

このような状況を踏まえ、下水道組合では、令和2年度に持続可能な公共下水道事業の目指すべき方向性を示し、継続的かつ安定的な事業運営を目的として、中長期的な事業運営の方針となる下水道事業経営戦略を策定した。同経営戦略では、経営上の課題として「経営と財源の根幹である下水道使用料単価の検討」を挙げている。本審議会では、令和4年8月9日付け管理者より「下水道使用料の改定について」の諮問を受け、関係資料等を慎重に審議を重ねた結果、一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

2 下水道事業の現状と課題

(1) 現行下水道使用料

下水道組合の現行の下水道使用料は、使用水量20m³で2,300円(税抜き)であるが、これは、総務省が求める20m³当り3,000円を大きく下回っている状況である。平成25年4月に下水道使用料が改定されたが、この改定は、「使用者間の公平性を図ること」、「使用料収入の安定性を確保すること」を目的として、基本料金を1か月の使用水量10m³まで一律1,000円としていたものを、使用水量に関わらず一律500円とし、1m³当りの単価を新たに設けたものである。また、併せて10m³以下の従量料金を追加し、201m³から500m³と501m³以上の従量料金を統合したものであり、基本料金内の使用者間の不公平感の軽減を図ったものである。この改定以降は、消費税改定に伴う引き上げを除いて、長期にわたり使用料が改定されなかったことから、現在の下水道組合の下水道使用料は、県内類似団体と比較し、低い水準となっている。

表1 現在の下水道使用料体系(1か月当り)

区分		汚水排除量 (m ³)	現行下水道使用料 (円・税抜き)
一般汚水	基本料金		500
	従量料金 1m ³ につき	1~10	60
		11~20	120
		21~30	130
		31~40	140
		41~50	160
		51~100	170
		101~200	190
201~	200		
公衆浴場汚水	1~	30	

表2 県内類似団体の下水道使用料の状況

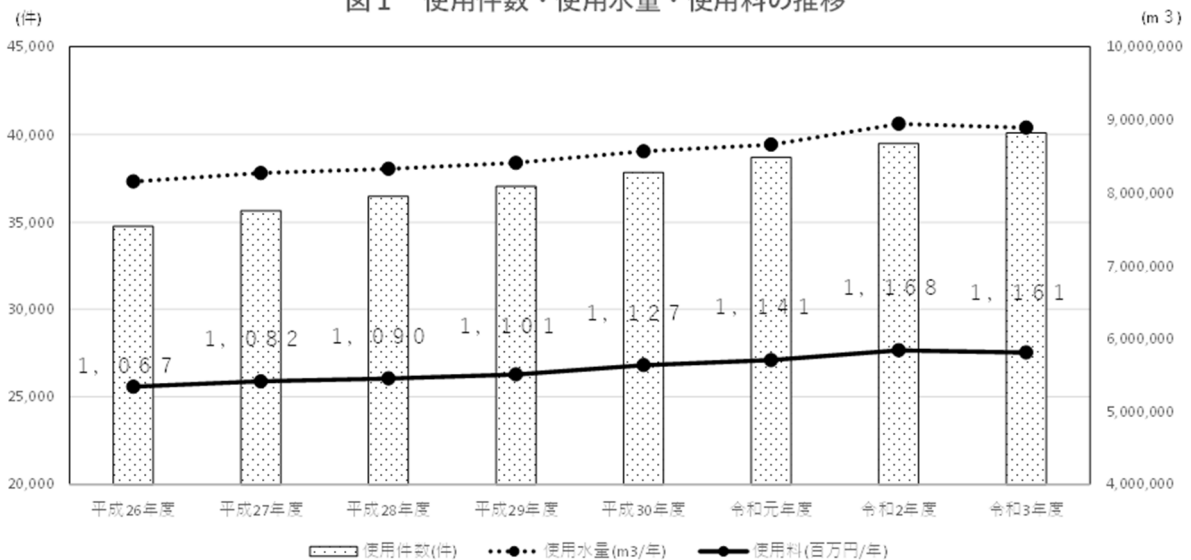
(税抜き)

団体名・使用水量	10 m ³ /月	20 m ³ /月	50 m ³ /月	100 m ³ /月	200 m ³ /月
水戸市	1,168 円	2,718 円	8,018 円	18,268 円	38,768 円
日立市	1,200 円	2,550 円	7,380 円	16,530 円	37,230 円
古河市	1,300 円	2,900 円	8,100 円	17,100 円	37,100 円
常総市	1,500 円	3,000 円	8,000 円	17,000 円	36,000 円
笠間市	1,610 円	3,220 円	8,620 円	17,820 円	37,320 円
筑西市	1,360 円	2,960 円	8,560 円	18,560 円	40,560 円
坂東市	1,409 円	2,818 円	7,500 円	15,909 円	33,636 円
稲敷市	1,500 円	2,800 円	6,900 円	14,400 円	30,400 円
つくばみらい市	1,200 円	2,500 円	6,900 円	14,900 円	31,900 円
日立高萩組合	1,450 円	3,050 円	8,450 円	18,200 円	39,000 円
取手下水道組合	1,100 円	2,300 円	6,600 円	15,100 円	34,100 円

下水道組合は、取手市全域及びつくばみらい市のうち旧伊奈町の一部区域を対象とした下水道の整備を進めており、令和3年度末で、取手市内が約1,408ha、つくばみらい市内では約260haが供用を開始し、供用開始人口は、約92,300人で、対象地区の行政人口の約74%が下水道を使用できる状況である。

令和3年度までの下水道の使用件数、使用水量及び使用料の状況(図1参照)は、概ね順調に伸びているが、近年は、新型コロナウイルス感染症により、我々の経済活動やライフスタイルにも変化を与え、使用水量及び下水道使用料に影響している可能性がある。

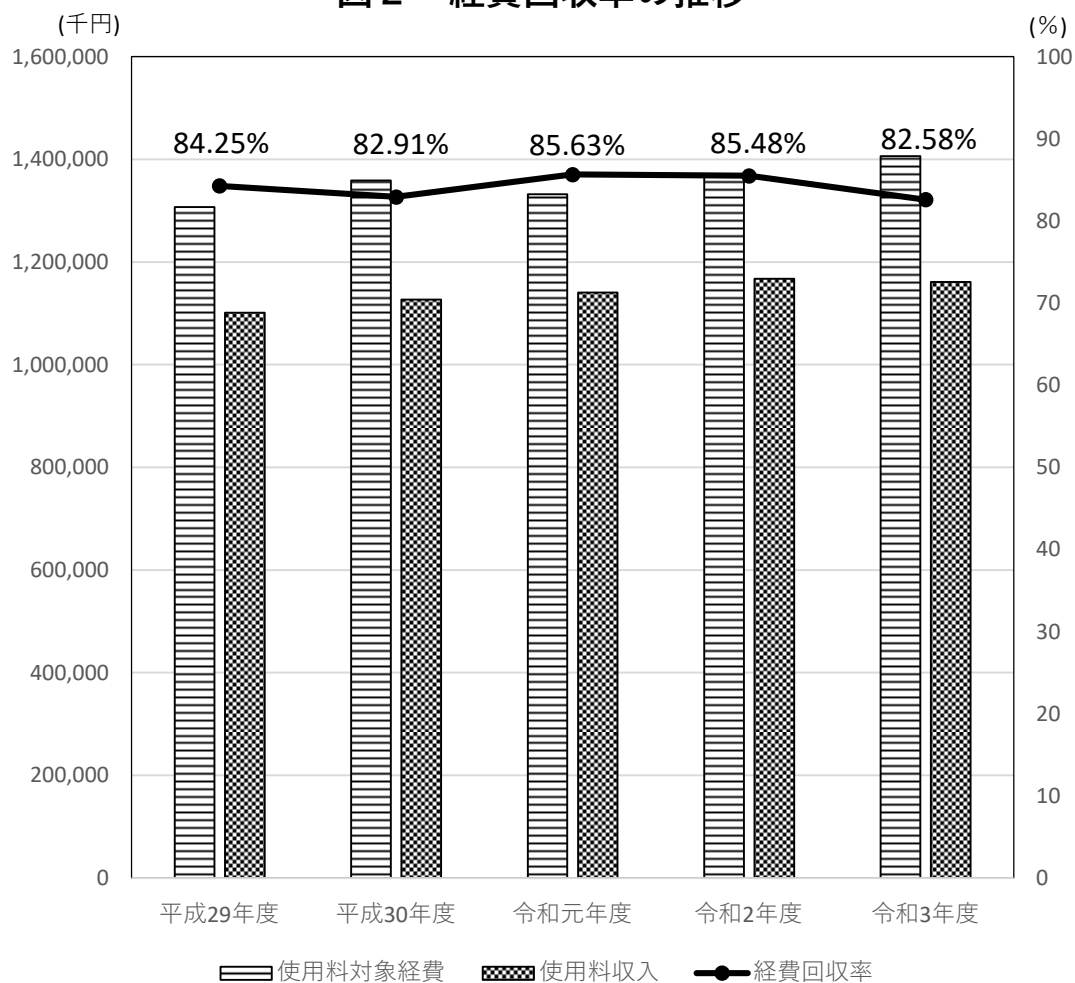
図1 使用件数・使用水量・使用料の推移



(2) 下水道事業の経営状況

下水道組合の使用料水準が適切に設定されているかを評価するための指標である「経費回収率」は、80%前半～半ばを推移している状況(図2参照)であるが、今後、近年の原材料及び人件費の上昇や、燃料価格高騰による電力料の値上げなどにより、処理場等の維持管理コストの更なる上昇が予想され、経費回収率の悪化が見込まれる。

図2 経費回収率の推移



今回、国の指針により、使用料算定期間を令和5年度から令和9年度までの5年とした。下水道組合で令和2年度に策定された経営戦略の投資・財政計画を基本として、維持管理コストの上昇を見込んだ「使用料対象経費」(支出)と、「下水道使用料」(収入)を見積もり、収支バランスを確認したところ、令和5年度から9年度のすべての年度において支出超過が見込まれた。支出超過の累計額は、算定期間で約13億7,400万円に、支出超過が顕著となる令和6年度から9年度までの4年間で約11億4,600万円に達する見込みとなった(表3)。これは、使用料で賄うべき汚水処理に要する費用単価が、使用料単価を上回る「原価割れ」の状態となっており、今後、人口減少等が進む中、下水道サービスの維持及び経営状態の立て直しには使用料の改定が不可避と言える。

表3 使用料算定期間の収支予測

(単位：千円・税抜き)

支出	R5	R6	R7	R8	R9	算定期間計	R6~R9計
使用料対象経費(A)	1,409,548	1,468,317	1,488,930	1,519,371	1,538,202	7,424,368	6,014,820
収入	R5	R6	R7	R8	R9	算定期間計	R6~R9計
下水道使用料(B)	1,180,844	1,189,155	1,197,278	1,237,718	1,245,063	6,050,058	4,869,214
差額(B-A)	▲228,704	▲279,162	▲291,652	▲281,653	▲293,139	▲1,374,310	▲1,145,606

(3) 下水道経営の改善の取り組みと課題

これまで下水道組合が実施してきた経営改善の取り組みとして、今後の老朽化施設の改築需要に適切に対応し、施設の機能不全等の未然防止を図ることを目的に、計画的な点検・調査及び修繕・改築を実施し、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ったこと、また、昭和50年、取手市戸頭地区に設置された戸頭終末処理場を廃止し、県南クリーンセンターに統合し合理化したこと、さらに、広域連携として、取手市は平成21年4月から、つくばみらい市は平成25年11月から、下水道使用料を徴収する徴収業務を共同化し、下水道使用料収入の安定性を確保したことが挙げられる。その他、公共下水道への接続の取り組みとして、供用開始区域の未接続世帯への戸別訪問などの普及促進活動や、広報誌の出稿などの広報活動を積極的に実施してきたことで、水洗化率（接続率）は高い水準となっている。

表4は、令和3年度の使用件数、下水道使用料及び使用水量の割合を示したもので、「1 m³～100 m³まで」の6区分で、使用件数（約96%）、下水道使用料（約81%）及び使用水量（約87%）で全体の8割以上を占め、また、総務省水準である1 m³当たり150円を下回っているのは、「1 m³～100 m³まで」の6区分となっている状況である。使用件数は年々増加傾向にあるもの、今後は、人口減少・核家族化による世帯人員の減少、節水機器の普及などにより、1世帯当たりの使用水量は減少していくと思われる。

表4 令和3年度 使用件数、下水道使用料及び使用水量等状況

使用区分 (m ³ /月)	件数 (件)		下水道使用料 (円)		使用水量 (m ³)		使用料単価 (円/m ³)
	合計	割合	合計	割合	合計	割合	
0	16,333	3.4%	8,099,250	0.7%	0	0.0%	—
1～10	144,967	30.1%	126,059,140	10.9%	894,444	10.0%	140.9
11～20	174,288	36.2%	303,638,860	26.1%	2,675,601	30.1%	113.5
21～30	97,711	20.3%	284,916,850	24.5%	2,417,181	27.2%	117.9
31～40	32,250	6.7%	136,571,400	11.8%	1,113,743	12.5%	122.6
41～50	8,998	1.9%	51,466,240	4.4%	400,407	4.5%	128.5
51～100	4,559	1.0%	39,579,120	3.4%	283,810	3.2%	139.5
101～200	979	0.2%	22,674,170	2.0%	139,433	1.6%	162.6
201～500	593	0.1%	33,458,500	2.9%	184,786	2.1%	181.1
501～1000	270	0.1%	35,755,000	3.1%	186,740	2.1%	191.5
1001～	208	0.0%	118,986,000	10.2%	601,066	6.7%	198.0
合計	481,156	100.0%	1,161,204,530	100.0%	8,897,211	100.0%	130.5

3 改定下水道使用料

(1) 使用料改定幅

表5に示す令和6年度から9年度までの収支予測により、約11億4,600万円の収入が不足することが見込まれ、これを補うためには、約24%の使用料の改定が必要である。

表5 令和6年度～9年度収支予測 (単位：千円・税抜き)

支出	R6	R7	R8	R9	R6～R9計
使用料対象経費(A)	1,468,317	1,488,930	1,519,371	1,538,202	6,014,820
収入	R6	R7	R8	R9	R6～R9計
下水道使用料(B)	1,189,155	1,197,278	1,237,718	1,245,063	4,869,214
差額(C=B-A)	▲279,162	▲291,652	▲281,653	▲293,139	▲1,145,606
割合(C/B)	23.4%	24.3%	22.7%	23.5%	23.5%

(2) 改定時期

このような状況から早期に改定を行うことが望ましいが、使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、市民の理解と同意が得られるよう十分な説明及び周知等期間が必要である。よって改定時期は、最短で令和6年4月とすることが適当である。

(3) 使用料体系改定方針

今回の使用料改定にあたっては、使用者間の公平性を図り、下水道事業の経営安定に繋がるよう以下の方針とした。

第1、令和6年度以降の全期間において使用料対象経費を使用料収入で補うことが可能となる使用料体系とする。

第2、県内類似団体の使用料体系状況を鑑み、10m³当たり1,600円を上限とする。

第3、今後、人口減少と共に使用料の収入が減少していくことが見込まれることから、将来を見据えた財源確保が可能となるよう従量料金体系を設定する。総務省水準の20m³当たり3,000円を目標とし、令和3年度実績で使用料単価150円/m³に満たない11m³から100m³区分で従量料金単価を改定する。

第4、使用料単価150円/m³を上回る101m³からの区分は、県内類似団体の使用料体系と比較し高い水準となっていることから、排水需要に与える影響を勘案し据え置く。

(4) 使用料改定案

下水道使用料は、基本料金と従量料金の2つの要素から構成されている。

基本料金は、使用水量の多少に関わらず発生する固定的経費を賄うものである。この経費は、主に検針や請求に係る需要家費、汚水を処理するための下水道施設の維持管理費、そして減価償却費から構成されるが、下水道事業の場合、この経費の割合が極めて大きくなる。固定的経費すべてを基本料金で賄う場合、少量の利用者に負担が重くなることから、今回の改定では、基本料金が一部に負担が偏らないよう据え置くこととする。

従量料金は、使用水量に応じて賦課される使用料である。世帯人口の減少に伴い、今後は1m³から10m³の利用者数の増加が見込まれる。また、一方で一般家庭が多く位置する

100 m³までの従量料金は、これまで比較的安価な料金が設定されていたことから、これらの区分における従量料金を、汚水処理原価に対して適正な使用料単価を負担することが基本となるよう改定する。

なお、公衆浴場汚水料金については、取手市、つくばみらい市に現存する公衆浴場がなく、全国的にも減少していること、また、公衆浴場は、物価統制令の適用を受けるため、現行使用料のまま据え置くこととする。

今回の下水道使用料改定案を表6に、令和6年4月に使用料改定する場合における令和9年度までの収支予測を表7に、この改定案における現行使用料との比較を表8に示す。

表6 下水道使用料改定案

区分		汚水排除量 (m ³)	改定使用料 (円・税抜き)	現行使用料 (円・税抜き)
一般汚水	基本料金		500	500
	従量料金 1 m ³ につき	1～10	110	60
		11～20	140	120
		21～30	160	130
		31～40	170	140
		41～50		160
		51～100	180	170
		101～200	190	190
		201～	200	200
公衆浴場汚水	1～	30	30	

表7 令和6年度～9年度収支予測（改定後）（単位：千円・税抜き）

支出	R6	R7	R8	R9	R6～R9計
使用料対象経費(A)	1,468,317	1,488,930	1,519,371	1,538,202	6,014,820
収入	R6	R7	R8	R9	R6～R9計
下水道使用料(B)	1,480,643	1,490,897	1,533,458	1,542,922	6,047,920
差額(C=B-A)	12,326	1,967	14,087	4,720	33,100
割合(C/B)	0.8%	0.1%	0.9%	0.3%	0.5%

表8 現行 - 改定使用料比較 (0 m³～50 m³)

使用水量(m ³ /月)		0	10	20	30	40	50
使用料 (円・税抜)	現行	500	1,100	2,300	3,600	5,000	6,600
	改定	500	1,600	3,000	4,600	6,300	8,000
使用料単価 (円)	現行	—	110.0	115.0	120.0	125.0	132.0
	改定	—	160.0	150.0	153.3	157.5	160.0
改定状況	改定率(%)	0.0	45.5	30.4	27.8	26.0	21.2
	改定幅(円)	0	500	700	1,000	1,300	1,400

表8 現行 - 改定使用料比較 (60 m³~100 m³)

使用水量(m ³ /月)		60	70	80	90	100
使用料 (円・税抜)	現行	8,300	10,000	11,700	13,400	15,100
	改定	9,800	11,600	13,400	15,200	17,000
使用料単価 (円)	現行	138.3	142.9	146.3	148.9	151.0
	改定	163.3	165.7	167.5	168.9	170.0
改定状況	改定率(%)	18.1	16.0	14.5	13.4	12.6
	改定幅(円)	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900

4 付帯意見

今後、下水道施設が老朽化する中、下水道施設の効率的、効果的な維持管理を図り、事務の改善、経費の削減に努められ、次の意見や要望を十分に配慮するよう申し入れる。

- (1) 下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、ホームページや下水道組合広報誌「Water You」などを有効活用し、使用料改定について市民及び使用者の理解と同意が得られるよう説明責任を果たすこと。
- (2) 人口減少等によって使用水量が減少し、経営状況は一層厳しくなることが懸念される。維持管理費の増加や大規模な下水道施設の改築更新に備えて、今後更なる経営の合理化、健全化の向上に努めること。

取手地方広域下水道組合事業運営審議会名簿

会 長 星 正 博

副会長 山 田 助 義

委 員 小 堤 修

 落 合 信 太 郎

 須 田 光 雄

 小 神 野 修

 真 鶴 ゆ み 子

 関 孝 雄

 大 峰 芳 樹

 舘 野 正 美

 中 山 治

 海 老 原 茂

 猪 瀬 重 夫

(敬称略)